

## 新型コロナウイルス感染症への感染等による 保育料の減額の取り扱いについて

市川市では、認可保育施設を利用する園児等が、新型コロナウイルス感染症の感染等により、やむを得ず欠席する場合には、欠席日数に応じた日割りで保育料を減免しています。

また、千葉県からは令和4年7月20日付で今後保育所、幼稚園及び認定こども園では、保健所による濃厚接触者の特定を行わない旨の通知がありました。つきましては、7月21日以降、保育料減免の取り扱いは下記のとおりとなりますのでご承知おきください。

### 1. 対象施設（認可保育園）

公立保育園・私立保育園・認定こども園・小規模保育・事業所内保育・家庭的保育

### 2. 減額対象及びその期間

区分	対象範囲	減額期間
陽性が判明した場合	園児	7日間（※1）
連続する3日間に同一クラスで概ね5名以上が感染しクラス閉鎖になった場合	クラス	3日間
クラス閉鎖が複数になった場合	園	市が休園と判断する日数
職員の感染により保育士の配置基準を満たさなくなった場合	園	配置基準が満たされるまでの間
家族等の陽性により保健所が濃厚接触と特定した場合	園児	5日間 （感染症対策をしている場合）
PCR検査・抗原検査を受けた日から結果が出るまでの期間	園児	要する期間

期間は諸々の条件で変わる場合があります。FAQも併せてご覧ください。

### 3. 注意点

- ・市は、保健所が特定しない濃厚接触者への登園自粛要請を行いません。
- ・保護者の判断で欠席する場合には、減額になりません。

### 4. 手続き

令和4年6月以降の保育料減額の手続きにつきましては、保護者からの申請ではなく、保育施設からの報告形式に変更しております（令和4年6月27日付で施設宛にメールにて通知）。

#### 【公立保育園・私立保育園】

- （1）利用者負担額（保育料）は通常どおりお支払いください
- （2）保育施設が市へ毎月の欠席者・日数を報告する
- （3）市は、報告された日数をもとに減免額を計算し、利用者に減免額を通知し、「過誤納金充当請求書」及び「減免決定通知書」を送付する
- （4）利用者が「過誤納金充当請求書」を市へ返送する
- （5）指定口座に振り込み

**【認定こども園・小規模保育・事業所内保育・家庭的保育】**

- (1) 利用者負担額（保育料）は通常どおりお支払いください
- (2) 保育施設が市へ毎月の欠席者・日数を報告する
- (3) 市は、報告された日数をもとに減免額を計算し施設・利用者に減免額を通知する
- (4) 施設から利用者に返金する

**現在減免の申請が大変多くなっており、還付までにお時間をいただいております。  
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。**

- 
- (※1) 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間が従来の「発症日から10日間」から、「発症日から7日間」に変更されたことを受け、保育料の減額の取り扱いについても10日間から7日間に変更しました。(令和4年9月9日付で各施設宛に通知)

**○問い合わせ先**

市川市こども政策部こども施設入園課  
電話 047-704-0255（事業管理グループ）